

広島県告示第七百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成十九年七月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地		自立支援医療 の 種 類	変 更 年 月 日
	新	旧		
訪問看護ステーション「スクラム」	三次市粟屋町柳 迫一六四九一 介護老人保健施設 あさぎり内	三次市十日市東 三丁目一四一 三次市福祉保健 センター二階	更生医療・育成医療	平成一九年四月 一日